

令和5年12月28日

保護者 各位

小金井市子ども家庭部

保育課長 中島 良浩

(公印省略)

施設等利用給付認定の現況確認について (通知)

平素より本市の保育行政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用給付認定を受けられた場合、当該認定の有効期間内において、引き続き労働、疾病等の保育を必要とする事由に該当するかの確認のため、年1回の現況届の提出が必要になります。

つきましては、以下のとおり必要書類をご提出いただきますようお願いいたします。認定内容に変更がある場合は別途変更のお手続きをお願いいたします。

なお、提出がない場合は、保育を必要とする事由がないものとみなし、2号又は3号認定が取り消されることがありますのでご注意ください。現況確認の結果、認定の変更が生じる場合は、別途お知らせいたします。

1 提出書類

- (1) 現況届 (1世帯につき1部)
- (2) 保育を必要とする理由を証明する書類 (保護者全員1部ずつ)

● 保育を必要とする理由を証明する書類 (保護者全員それぞれにつき1部ずつ)

必要とする理由	提出必要書類
就 労 (自営以外・自営業等)	・就労証明書 (注) ・自営業の就労内容を証明できる書類の写し (自営以外の方は提出不要です。) →上記における自営業には、在園児童の3親等以内の親族が代表者である場合も含まれます。
疾 病	・疾病、障がい、介護、看護申告書 ・疾病、障がい、介護、看護申告に係る診断書 (注)
障 害	・疾病、障がい、介護、看護申告書 ・申告内容を証明できる書類 (各種手帳の写し、診断書 など)
介護・看護	・疾病、障がい、介護、看護申告書 ・申告内容を証明できる書類 (介護保険被保険者証の写し、診断書 など)
就 学 (職業訓練校含む。)	・就学証明書
求職活動	・求職活動 (起業準備) 申告書 →内定先がある場合は、就労証明書 (注)
その他	保育課にお問合せください。

(注) 提出日から3か月以内に発行されたものをご提出ください。

※保育を必要とする理由を証明する書類は、市 HP「施設等利用給付（無償化）の認定手続きについて」からダウンロードいただけます。また令和6年度保育施設等入所案内に記載する様式を使用することも可能です。



URL：<http://www.city.koganei.lg.jp/kosodatekyoiku/hoikuen/youzikyoiukuhoiku/musyoukanintei.html>

- 令和5年度中に提出書類(2)をご提出済みの方は、提出書類(1)のみをご提出ください。令和6年度認可保育施設入所申請をされた方も提出書類(2)は提出不要ですが、変更がある場合は再度提出をお願いします。
- 雇用契約期間に定めがあり、雇用契約期間を更新している場合は、更新後の雇用契約期間が記載された就労証明書を提出してください。

雇用契約期間が切れている場合、それ以降の保育の必要性の証明が提出されないと、保育を必要とする事由がないとみなされ、認定が取り消されます。

## 2 提出について

- 提出方法：下記宛先に郵送または直接ご提出お願いいたします。

〒184-8504 小金井市本町6-6-3 小金井市子ども家庭部保育課

※ 封筒に「現況届在中」と朱書きください。

- 提出期限：**令和6年1月26日（金）必着** 【厳守】

※ やむを得ない事情により提出が遅れる場合には、その旨を必ず保育課へご連絡ください。

## 3 今後の施設等利用費の請求期間についてのご案内

支払対象期間	請求書提出期間	支払時期
令和5年10月～令和6年3月利用分	令和6年3月15日～4月12日（予定）	令和6年5月中旬（予定）
令和6年4月～9月利用分	令和6年9月中旬～10月中旬（予定）	令和6年11月中旬（予定）

施設等利用費（償還払い請求）には、次の書類を提出いただく必要があります。

- 施設等利用費請求書

様式は市 HP「施設等利用給付（無償化）の請求手続きについて」からダウンロードいただけます。

URL：<http://www.city.koganei.lg.jp/kosodatekyoiku/hoikuen/youzikyoiukuhoiku/musyoukaseikyu.html>

※個別送付はいたしませんのでご注意ください。（利用施設から配布される場合もあります。）



- 領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書（各利用施設から発行）

### 【問合せ先】

小金井市子ども家庭部保育課

電話：042-387-9846（直通）